

(戸塚高等学校定時制・横浜総合高等学校) 学区について

(1) 高等学校(学科)と学区

横浜市立高等学校への志願に際しては、次表のように学区が定められています。学区外からの志願も可能ですが、学区外から志願する際には、入学を許可される人数の制約があります。

表Ⅰ

高等学校および学科・部		学区	学区外入学許可限度数
㊦	・横浜総合高等学校(定時制) 単位制総合学科Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ部 <u>(特別募集を除く。)</u>	横浜市内 全 域	志願する学科・部の 募集定員の8%以内
㊧	・戸塚高等学校(定時制) ・横浜総合高等学校(定時制) 単位制総合学科 Ⅱ部 <u>在県外国人等特別募集</u>	県内全域	

(2) 通学区域規則上の区分

通学区域規則に従い、志願者の居住地等の状況により、**表Ⅰ**の㊦、㊧の学校(学科・部)ごとに、通学区域規則上の区分が**第3条・第4条**に分かれます。また、学区外から身体状況を理由として志願する人が、志願先の高等学校長の許可を得た場合は、**第5条**になります。

例：㊦の横浜総合高校Ⅰ部を志願、横浜市内に在住(転居・勤務先異動等の予定なし)の場合

→学区内で、通学区域規則上の区分は**第3条**となります。

例：㊦の横浜総合高校Ⅱ部を志願、横浜市内(県内)に在住(転居・勤務先異動等の予定なし)の場合

→学区外で、通学区域規則上の区分は**第4条**となります。

例：㊦の横浜総合高校Ⅲ部を志願、横浜市内(県内)に在住、令和9年4月1日までに横浜市内に転居予定の場合

→学区内で、通学区域規則上の区分は**第3条**となります。

※転居予定の方は、学区確認申請が必要となります。

例：㊧の横浜総合高校Ⅱ部の在県外国人等特別募集を志願、

横浜市内(県内)に在住(転居・勤務先異動等の予定なし)の場合

→学区内で、通学区域規則上の区分は**第3条**となります。